

一般社団法人 日本リモートセンシング学会 学会誌投稿規定

1. 日本リモートセンシング学会誌 (Journal of the Remote Sensing Society of Japan) は年 4 回以上発行され、以下の内容より構成される。
 - a. 論文 リモートセンシングに関する各種の研究、調査、試験結果の報告で新規性、応用性のあるもの
 - b. 小論文 速報性を重んじる短い論文、あるいは既に掲載された論文に対する付加内容の性格を有する短い論文
 - c. 技術報告 リモートセンシングに関連する調査事例、技術経験、データやソースコードの公開を目的とした資料、あるいは提案など会員の参考になるとと思われるもの
 - d. 総説 (レビュー) ある分野の論文や学説などをレビュー、解説したもの
 - e. 討議 発表された論文、小論文、技術報告、総説に関連した討議者の研究・技術成果、および質問または意見 (原則として、論文などの発表後、6ヶ月まで原稿を受け付ける)
 - f. 速報 リモートセンシングに関連する状況報告的なもの
 - g. 解説 リモートセンシングに関連する特定技術、トピックスについて説明するもの
 - h. 講義 リモートセンシングに関連する理論や技術などについてテーマを定めて系列的に説明するもの
 - i. 資料 a-h に属さないもので会員の活動の参考になるもの
 - j. 巻頭言 リモートセンシングに関連する事項について大所高所から述べたもの
 - k. 研究室紹介 学会員の所属する研究室等の活動紹介
 - l. 事例紹介 リモートセンシングに関連する調査事例や技術経験で、特に実際の業務に於いて適用した例で会員の参考になるとと思われるもの
 - m. 学位論文紹介：リモートセンシングに関連する学位論文の紹介
 - n. 研究会だより 学会に設置されている研究会の活動紹介
 - o. 会員からの声 学会の活動について、その他広く会員から寄せられた意見
 - p. ニュース 会員の参考になる新着情報など
 - q. 書評 会員の参考になるとと思われる文献の紹介
 - r. 学会だより 学会の事業、運営に関する報告、関連会議日程紹介など
 - s. 委員会だより 学会に設置されている委員会の活動紹介
 - t. 掲示板 教官公募、関連学会シンポジウム開催のお知らせなど編集委員会が適当と認めたもの
 - u. リモートセンシング質問箱 リモートセンシングに関する疑問や質問に識者が回答するもの
 - v. 回想録 長年、リモートセンシングの研究や関連業務に携わった会員が自らの足跡を振り返るもの
 - w. コラム 会員の参考になるとと思われる話題や雑談など
 - x. 法人会員のページ 法人会員が会員に有用な情報を提供するもの
 - y. その他 上にあげたもののほか、編集委員会が適当と認めた事項
2. 論文、小論文、技術報告、総説 (レビュー) は他の刊行物に未発表のものに限る。論文、小論文は、新規性や応用性を重視した査読を行う。技術報告は調査や技術の新規性や応用性を重視した査読を行う。総説 (レビュー) は主として記載情報の重要性についての査読を行う。
3. 投稿原稿の筆頭著者が本会会員ではない場合には、別途定める掲載料を負担しなければならない。依頼原稿については本項の適用外とする。
4. 原稿の投稿は、次の方法によるものとする。
 - 4-1 論文、小論文、技術報告、総説 (レビュー)、速報、解説、事例紹介の場合は、学会サイト下記 URL のオンライン投稿審査システムによって投稿する。なお、論文及び小論文の場合は、投稿時に「論文・小論文用投稿シート」を原稿と共に提出すること。
<https://mc.manuscriptcentral.com/rssj>
掲載決定後は、「出版用情報提供シート」及び著者紹介 (希望により写真を含む) を編集事務局へ提出すること。なお、「論文・小論文用投稿シート」及び「出版用情報提供シート」は以下のページより入手できる。
<https://www.rssj.or.jp/journal/gakkaishi/>
 - 4-2 上記以外の記事の場合は次の電子メールアドレスに原稿を投稿する。

jrssj@rssi.or.jp

5. 掲載の決定：編集委員会が掲載の可否を決定する。掲載は原則として受理順とする。
6. 校正：著者校正は原則として初校のみとする。著者校正においては、誤植の訂正程度に留める。
7. 著作権：日本リモートセンシング学会誌に掲載される論文等の著作権は、（一社）日本リモートセンシング学会に属する。ただし、原著者が出典を明示しての再利用は妨げない。また、掲載論文等は独立行政法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナルの無料公開システム J-STAGE に公開する。
8. 掲載料：筆頭著者が本会会員の場合、執筆要項に定める規定ページ数以内の原稿については無料とする。筆頭著者が非会員の場合、刷り上がり 1 ページにつき 5,000 円の負担とする。ただし、カラー印刷や特殊な印刷用紙の指定等の場合には実費負担とする。
9. ページチャージ：執筆要項に定める規定ページ数を超える場合はオーバーページチャージを、カラー印刷を指定する場合はカラーページチャージを著者が負担する。各チャージの料金は別に定める。
10. 別刷料：別刷は実費負担とする（50 部単位）。別刷は全て表紙付きとする。
11. 執筆要領：別途に定める。

昭和 56 年 5 月 6 日	制定
平成 5 年 3 月 16 日	改定
平成 11 年 1 月 25 日	改定
平成 13 年 11 月 21 日	改定
平成 18 年 1 月 10 日	改定
平成 19 年 4 月 23 日	改定
平成 22 年 12 月 24 日	改定
平成 23 年 12 月 1 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定・施行
平成 24 年 7 月 18 日	改定
平成 26 年 4 月 18 日	改定・施行
平成 27 年 1 月 9 日	改定
平成 29 年 12 月 19 日	改定
令和元年 12 月 19 日	改定
令和 2 年 12 月 25 日	改定
令和 3 年 9 月 16 日	改定